

税制調査会（第4回基礎問題小委員会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成26年10月6日（月）16時04分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○記者

今日の基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）では、働き方に対して中立的な税制ということで、非常に活発な議論がありましたが、まず、全体の総括をお願いします。

○中里会長

今日は、委員の方々が掲げる理想が、それぞれ違うということをはっきりとできました。同じ制度について、同じような方向性の改革案を提出しても、一人一人考えていることが全然違うということが起こるため、それをあぶり出しながら、次回以降の基礎小委、あるいは総会の議論へ繋げることができれば、実のある方向性が出ると思います。その点を確認できたことが、今日一番重要な点だったのではないかと、要するに、その点についてお互いに分かり合えたのではないかと思います。

○記者

配偶者控除を所得控除のままにするか、もしくは税額控除にするかといった点で、様々な意見がありました。これは、法律論として考えるのか、もしくは経済政策として考えるのかといった立場の違いによって見方が異なると思いますが、この点について改めてどのような論点なのかを教えてください。

○中里会長

法律学と経済学の差というより、理想を追求するか、あるいは現場を中心に見るかという見方の差異であり、どのステージを見るかだと思います。これは、人によって見方が違うのは、ある意味当然であり、意見の違いということではないと思います。

そして、経済的効果が同じであっても、執行の難易度が違うということがあります。税額控除、所得控除という、類型的な分け方でどちらが良いか考えると、そのこと自体が悪いのではないですが、不条理な議論になるところも出てきます。

要するに、税額控除であれ、所得控除であれ、経済的効果が等しいような制度を仕組むということです。高額所得者でも、そうではない方でも、配偶者の存在から得られる税金上のメリットの金額を同じくするために、税額控除で行うという方法もあります。しかし、今日、私が申したとおり、所得が増加するに従い、所得控除額を減額することでも同じ効果を達成できるため、執行面の問題を考えると、所得控除のまま、その額を徐々に変えていく方が、恐らく執行は容易であると思います。そのようなことが今後考えるべき知恵でしょう。経済学者の方が、税額控除が良いという気持ちは大変理解できます。ただ、それを執行上容易にするためにはどのようにすればよいかということを経済の専門家が考え、その共同作業が上手くできる糸口が、今日は

あったと思います。

田近委員とは、もう30年の付き合いで、佐藤委員とも長い付き合いであり、別の会議でも様々な意見の交換も行っています。よって、意見を出し合いながらある方向性を出そうと思いますので、プレスの方にも、税額控除か、もしくは所得控除かという言葉の問題ではないということをして是非御理解いただきたいと思います。

○記者

今日の会議の中で委員の方から、まずは目標を立てて、そこに向かうよう世の中を引っ張っていくべきであるという御発言がありました。今後は、この議論の中で配偶者控除を含む所得税改革について、いつまでにどのような中長期的な目標を目指すのかについて教えてください。

○中里会長

今日はまだ、考え方のすり合わせの第一ステップに入ったばかりであり、どの程度の理想を掲げ、それをどの程度の期間を使って実現するのかに関してコンセンサスが得られたわけではありません。とはいえ、目の前にある二重控除があるところを取り除けば良いという話ではないと思います。したがって、やはりこれは時間をかけて慎重に議論すべき問題であると認識しています。

しかし、そう申しますと、それは引き延ばしではないかとおっしゃる方もいるかもしれませんが、そうではなく、いつまでも時間をかけるというわけにはいきませんが、時間のかかることは時間をかけるべきと考えております。

もう一つ重要なことは、まだ意見が統一されたわけではないですが、負担増を考えているわけではなく、あくまでも働き方に中立的な税制をどのように仕組むかという、その理想を中長期的な観点から考えます。そのためには、働き方に中立的な租税制度をつくるために、どのような処方箋があるのかを考え、ありうる処方箋をリストアップし、それを政治過程に提示できるような形に上手くまとめるという作業になると思います。

あと2回開催される基礎小委、そして総会での議論でそう簡単に十分な議論ができるか分かりませんが、余り拙速にならないよう、本格的な議論をし、国民の皆様に納得していただけるように、様々なことを考えたいと思います。

○記者

会議の最後の方で、中里会長から、結論を先延ばししているわけではないという御説明がありましたが、例えば、今後、10月に3回にわたって基礎小委を開き、その後、年内に総会を開く予定とのことですが、年内に何かしら中間的な論点の取りまとめをする予定はありますか。あるいは、その1年後にするという目途があるかについても教えてください。

○中里会長

今日の財務省の資料と総務省の資料の最後のページに、このようなことを議論して

いくということがそれぞれまとめられていました。あれは、今までの考えられる議論をまとめたものであり、あの通りに進むか分かりませんが、そのような方向で何らかの議論をするということはあると思います。

その上で、どのような理想を掲げ、それに向けてどのように解決していくかに関して、一義的に決めることは、なかなか難しいと思います。ただ、この理想の水準が、この程度高ければこのような方法がある、中程度であればこのような方法がある、現実的であればこのような方法があるというように、いくつか提示ができれば良いと思います。それも、今日の議論をお聞きになると分かると思いますが、考えている理想が人によって全く違います。もちろん、家庭の問題などは、むしろ意見が違って当然です。それを税制のみで考え、こうですとは言えません。無理をせず自然な形で時間をかけながら、メニューをある程度お示しできるように、そして、政治過程に合わせるといった感覚で今は考えております。

○記者

配偶者控除の問題については、103万円や130万円の壁といった様々な指摘がありますが、この話を突きつめると、やはり税制の話だけでは無くなります。今後、政府税制調査会だけでなく、経済財政諮問会議や、まち・ひと・しごと創生本部など、この問題に関連するほかの会議や組織と連携して議論を進めていくことはありますか。

○中里会長

具体的な形で二つの審議会や、三つの審議会を合同で行うというのは、日程の調整などの面でなかなか難しいと思います。皆様もお分かりだと思いますが、税制上は103万円や、130万円の壁があるわけではありません。税制の外の民間企業の給与の支払方法、つまり、扶養手当の支払方法の関係で103万円のところに壁があるかのような錯覚が生まれるということです。130万円については、そこから年金保険料の支払いなどが始まるということで、そちらの問題にはなりません。しかし、だから税制は関係ないというわけにはいきません。働き方に中立的でない、税制と関連のあるほかの制度があれば、それはできる限り無くす方向で、批判するのではなく、御協力いただくように努力するということが我々の仕事であると思います。そうすると、このような問題がありますので、何とかしてください、我々も考えていますというようなシグナルを、そちらの方に発することが、私たちの仕事なのではないでしょうか。もちろん、それには注意が必要ですが、もう少し謙虚にシグナルを発する必要があると考えております。

○記者

前回、中里会長は、これは時間がかかる議論であり、年末までには結論は出ず、そして、出してはいけない問題であるとおっしゃっています。今日もかなり幅広い論点が出されており、おっしゃるとおり難しいと思います。やはり、今も中里会長はそのように思いますか。

そして、長く時間をかける必要があるという理由を改めて教えていただけますか。

○中里会長

急がない、急げるといような性質の問題ではないということは、今日の議論をお聞きになった皆様方には、すごく素直に御理解いただいたと思います。

個人の価値観が絡み、家庭についての様々な働き方、家庭を持つ、持たないなどを含め、様々なことが全て絡む話を、すぐ簡単に決めるということは、場合によっては少し乱暴であると思います。

そのようなことをするより、まず、議論を煮詰め、どのような問題があるかということリストアップすることが重要だと思います。その中で、もし、いくつかの選択肢が出せるものがあれば出し、それを政治過程の方に提言を申すといった感覚で進めるということであると思います。

今日の委員の方々の家庭に関する考え方が、それぞれどのような状況なのかは分かりませんが、様々な方がいらっしゃると思います。共稼ぎの方、単身の方、専業主婦のいる方など、それぞれ考えていることは違い、それを合わせるということは、委員の間だけでも難しいため、合わせるべきではないのかもしれない。したがって、時間をかけて、どの程度まで共通の基盤を作れるかということを含めていき、着地点を考えることが、結果的に、国民の皆様に分かり易い税制を提言する際のファーストステップになると思います。よって、時間をかけること自体が目的ではなく、もし仮に時間がかかったとしても、慎重に議論し、どの程度共通の基盤を作れるかを考えてみたいと申し上げます。

○記者

移転的基礎控除の考え方について、基礎小委としては5月に一度論点整理をしていると思いますが、その場合は、二重控除が解消されますが、まだ課題があるという話がありました。中里会長として、その課題をどのように認識していらっしゃいますか。夫の所得によっては少し格差が出てしまい、それを乗り越える点として、税額控除についてかなり賛成意見が多かったと思います。

一方で、中里会長は事務の問題で御意見をおっしゃっていました。税額控除について賛成意見は多かったと思いますが、会長が、敢えてそのような課題を挙げられた理由を教えてください。

○中里会長

配偶者控除とは、基本的に個人単位主義で成り立つ所得税制度の中に、夫婦など別の価値観を入れたもので、多少ですが、木に竹を接ぐという感覚が否めません。様々な説明ができると思いますが、本来、個人単位主義であれば配偶者の有無に関わらず、個人で考えれば良いという考えもあるでしょう。大田委員はそのようなことをおっしゃっていましたが、そのような考え方もあるわけです。しかし、そうは言いつつ、夫婦で一緒に暮らしているので、そこは考慮することも否定できないと思います。

その中で、一定の金額の幅で二重控除の結果、夫婦を合わせると控除額が多目になりますが、仮にそこを取り除いた場合、これは増税になります。そのことを簡単に、形を変えて制度が美しく見えるようにするために、増税になりますということを、国民が納得してくれるかということをご心配しているわけです。今は、もう少し基本的を考え、税収中立的な形での税制改革を図る道は無いかを探ることが必要であると思います。これはまだ議論したわけではありませんが、個人的にはそう思います。

税額控除については、二重控除の問題を解決するために税額控除、つまり、配偶者のいる納税者には一人当たり幾らということで所得金額に関係なく行うということですが、田近委員、佐藤委員、土居委員はこれにかなりコミットしていらっしゃいます。お三人のお気持ちは大変よく分かります。アメリカやカナダを見ると、実際にそれを行っており、そしてある程度上手くいっているため、これを日本でも導入したいということは政策論を語る人間であれば誰でも考えることだと思います。ただ、残念ながら、アメリカやカナダと違い、日本は国民全員が申告しなければならないという制度ではありませんので、所得の少ない方の情報を税務署が保有していない場合が出てきます。したがって、アメリカやカナダのように国民全員が確定申告をする国で行われている制度をそのまま取り入れられるかといえ、必ずしもそう簡単ではありません。それは執行面の問題だからそちらに任せるということではなく、それも含めて議論しようということで、敢えて三人に対して議論をしました。これは個人的に皆様と仲が良いからできる話ですが、そうは言いつつも、自分たちが経済学の理論でこれが正しく、外国でもやっているものに対して、それを出来ないとするのはどうかという考えもあると思います。そのようなことも含めながら煮詰めて議論することが目的であり、そのような議論を行って本当によかったと思います。執行可能性を突き詰め、現実にはどこまで制度を変えることができるかという制約条件も考えながら、制約条件なしのメニューももちろん提示してよいですが、制約条件をできるだけ重視したメニューも提示してもよいわけです。後は、それを政治過程で議論していただくということが我々の使命ではないかと思えます。田近委員をはじめとする考えや今日私が申した考え方など、様々なメニューがあり得るということではないでしょうか。

○記者

もともと女性の働き方もそうですが、様々な働き方の中立を議論していくということであると思えます。

女性の就労の拡大を阻んでいるというものだけの観点ではなく、税額控除などの議論になると、格差の是正にも踏み込んでいるような気がします。そして、ほかの所得控除のことも議論していかなければいけないと、今日の資料にも書いてあります。今月、3回議論をすとして論点整理をするときに、配偶者控除に焦点を当て、ある一定の整理をメインにするのか、あるいは全体的なほかの所得控除についてもある程度論点整理をしていくのか、中里会長のお考えをお聞かせください。

○中里会長

政府の方からの御要望は、女性が輝いて働けるような働き方の選択に対して中立的な税制ということでした。その方向で議論したいと思いますが、配偶者控除だけでそれが解決できる話ではないため、少し幅広めに議論していくことにならざるを得ません。時間をかけながらということは、時間をかけざるを得ないという意味で、時間をかけながらそのような論点を一つずつリストアップし、その上でメニューの提示などがいつできるか、どの程度できるか分かりませんが、何か目的を持たなければ議論は拡散するため、そのようなことも考えながら、慎重かつ的確に議論を行いたいと考えています。

○記者

今日の会議では、資料に記載のある移転的基礎控除とそれの税額控除化について中心に議論されたと思いますが、それとは別に、中里会長がおっしゃっていた所得に応じた配偶者控除の額を変え、結果的に減税額を同じにする方式と、大田委員がおっしゃっていた配偶者控除を無くし、児童の扶養について税額控除を新たに設けるという、二つの新しいアイデアが出ていたと思いますが、今後はそのようなことも含めて議論をしていくのですか。

○中里会長

メニューは多い方が良いです。どれが一番良いかを定める趣旨ではないため、それぞれのメニューにはプラス面とマイナス面があり、そのことを整理した上で取りまとめることができれば、政治過程に問題をお返しするときに一番役に立ち、国民にも分かり易いと考えています。私たちは、経済学者であれ、法律学者であれ、ジャーナリストであれ、制度を長く見つめてきた専門家であることから、様々なアイデアをそれぞれの人間は持っています。各々が意見を出し、それらをリストアップし、整理することで、所得控除か、あるいは税額控除かという問題だけではなく、様々なプラスアルファが出てきて、面白いと思います。これからもそのように続けられれば良いと思います。

○記者

会長がおっしゃった所得に応じて配偶者控除を変え、減税額を同じにするということは、どのような仕組みを想定されていますか。今日の議論の中では、メニューの提示の仕方で、段階的に取り入れていき、最初に容易なところから取り掛かり、理想を掲げていくというお話もありましたが、メニューの提示の仕方では、そのような段階的な見直しの仕方も想定されているのかを教えてください。

○中里会長

38万円の配偶者控除は、税率10%の人にとっては3.8万円の価値があるが、税率が50%の人にとっては19万円の価値があるということが不条理であるという議論です。それならば、税率10%の人には3.8万円であるのだから、税率20%の人には38万円では

なく、結果的に3.8万円の税のメリットがあるように19万円の所得控除に下げるということです。そうすると、税額控除と同様になり、執行上は比較的容易です。自分の所得金額に応じて所得控除、配偶者控除の額が変わるため、単に表を見て、自分は幾らだと当てはめていけばよいということです。所得が高額になるにつれ所得控除の額が減少しても、所得が高額になって行くほど裕福であるため、それはそれで良いのではないか。ただ、トータルで増税になると、これはこれで批判があると思いますので、そこは別途考えていく必要があります。

段階的ということについて、税制は白地のキャンバスに絵を描くように理論的に美しいものをすぐに描くことはできません。過去のしがらみを引きずりながら、直せるところを徐々に直していくという方法しか現実にはありません。しかし、余りに現実を考えすぎると、美しい未来を描くことができなくなるため、そのバランスをとることが難しくなります。そこで申し上げたのは、具体的にできるかどうか分かりませんが、段階的、現実的な議論と、少し理想に近づいた議論を何段階かで提示できれば一番良いと思います。

○記者

その段階は、イメージとしては三段階程度をお考えですか。

○中里会長

どうでしょうか。しかし、日本人といえば松竹梅の三種類ということですから、そのようなものかもしれません。

○記者

今日の議論であれば、まず、所得控除の移転的基礎控除を行い、そこから将来的に税額控除を行うという方向に持っていければ良いのではないかとといった意見が複数の方々から出ました。今回の基礎小委の議論は中長期的に慎重に時間をかけて行うということをお話されていますが、所得控除のまま移転的基礎控除に切りかえるという案に関してはさほど難しくないのではないかと思います。例えばこのような段階論であった場合、初期段階のものが来年の税制改正に入ることもあり得るのか、中里会長のお考えをお聞かせください。

○中里会長

二重控除の部分を削るということは増税になってしまい、そこだけ直せばよいといった簡単は話ではないと思います。幅広に、もう少し慎重に議論したいと思います。断じて引き延ばしということではありませんが、もう少し様々な知恵を絞れば、国民に納得いただける改革はあるのではないかと。とにかく国民の納得が得られないことには、税制改革は何をしてもしかたがないため、そこは慎重に考えたいと思います。

[閉会]